

大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号以下、「法」という。）の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 指定の一部効力の停止対象事業者

- (1) 法人名 一般社団法人かすみそう
- (2) 代表者 代表理事 大塚 歩己
- (3) 所在地 大阪府門真市末広町 40 番 1 号 古川橋 MK ビル 4 階

2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 かすみそう
- (2) 所在地 大阪府門真市末広町 40 番 1 号 古川橋 MK ビル 4 階
- (3) サービス種別 就労移行支援

3 指定の一部効力の停止処分年月日

令和元年 5 月 31 日

4 処分の内容

指定の一部効力(新規利用者受入)の停止

令和元年 6 月 1 日から 3 か月間

5 処分の理由

不正の手段による指定

代表理事は、生活支援員について、指定申請後の状況の変化により人員基準を満たせなくなることを知りながら、必要な手続きを行わず事業を開始した。